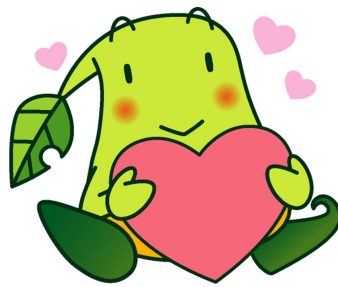


真庭市
パートナーシップ宣誓制度の手引き



真庭市 生活環境部 くらし安全課

電話：0867-42-1017 FAX：0867-42-1319

メール：kurashianzen@city.maniwa.lg.jp

目次

- 1.真庭市パートナーシップ宣誓制度とは 1
- 2 宣誓を行うことができる方 1～2
- 3.宣誓から宣誓受領証交付までの流れ 3
- 4.宣誓に必要な書類 4
- 5.交付書類 5
- 6.宣誓事項に変更があった場合 5
- 7.宣誓受領証の再交付 5
- 8.宣誓受領証の返還 6
- 9.よくあるご質問 6～

1. 真庭市パートナーシップ宣誓制度とは

真庭市は、第2次真庭市総合計画及び真庭市共生社会推進基本方針の理念に基づき、市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、その個性や多様性を相互に認め合いながら、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現を目指しています。

真庭市パートナーシップ宣誓制度は、お互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束したお二人が、市長に対し、双方がお互いのパートナーである旨を宣誓する宣誓書を提出することで、真庭市がお二人の関係を公に認め、受領証を交付する制度です。

真庭市では性的マイノリティの方に限らず、様々な理由で婚姻制度を利用していない方々（事実婚）も対象としています。

2. 宣誓を行うことができる方

- ①パートナーシップの関係にあるお二人。（※1）
- ②宣誓する当日において、双方が成年に達していること。（※2）
- ③住民票登録について次のいずれかに該当すること。
 - （1）双方が真庭市に住所を有している。
 - （2）一方が真庭市に住所を有し、他の一方が真庭市に転入を予定している。
 - （3）双方が真庭市に転入を予定している。
- ④婚姻中でないこと。
- ⑤共に宣誓をする相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- ⑥民法第734条から第736条までに規定する婚姻関係を結べない者同士の関係にないこと。（※3）
 - ★パートナーシップに基づき養子縁組をしている又はしていた場合を除く。

※1・※2・※3について次頁をご確認ください。

※ 1 「パートナーシップの関係」とは（規程第 2 条）

お互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した 2 人の者の関係。

※ 2 「成年」とは（規程第 3 条）

20 歳以上。民法改正で、2022 年 4 月 1 日以降は満 18 歳以上となりました。

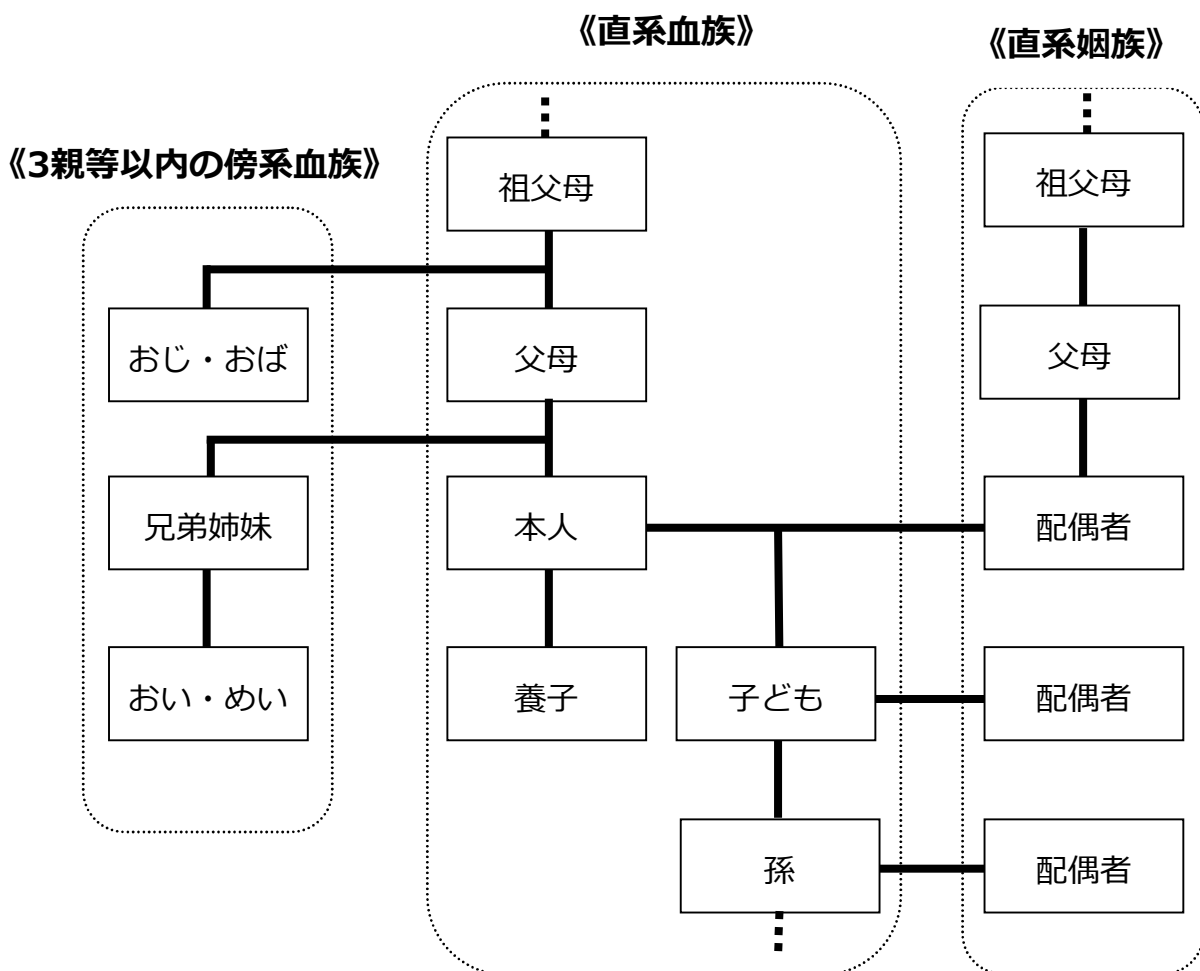
※ 3 「婚姻関係を結べない者同士」について（規程第 3 条）

民法第 734 条：近親者間の婚姻の禁止

（直系血族又は三親等以内の傍系血族の間の婚姻の禁止）

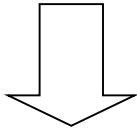
民法第 735 条：直系姻族間の婚姻の禁止

民法第 736 条：養親子等の間婚姻の禁止



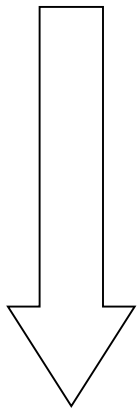
3. 宣誓から宣誓書受領証交付までの流れ

宣誓要件の確認・必要書類の準備



- ・ 宣誓をすることができる方の要件は1～2ページ
- ・ 宣誓に必要な書類は4ページ

日程調整（事前予約）



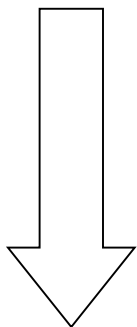
事前に暮らし安全課までご連絡ください。
宣誓の日時・場所の調整や制度の説明等をいたします。
予約のご連絡は、宣誓を希望する日の7日前までをお願いします。
※個室対応等のご希望があれば予約時にご相談ください。

【連絡先】 真庭市 生活環境部 暮らし安全課

電 話：0867-42-1017

メール：kurashianzen@city.maniwa.lg.jp

宣 誓



予約した日時に、必要書類をお持ちのうえ、お二人そろってお越しください。

本人確認のうえ、市職員立ち会いのもとで、宣誓書を記入いただき、必要書類の確認等をいたします。

【対応時間】 月曜～金曜日（祝祭日、年末年始を除く。）

午前9時～午後4時

交 付

書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は、受領証を即日交付いたします。なお、内容確認や宣誓書作成のため、1時間程度お時間をいただきますのであらかじめご了承ください。

4.宣誓に必要な書類

①真庭市パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

- ・宣誓書は、真庭市役所で用意します。
- ・来庁し、ご記入いただく書類のため、宣誓書の事前準備は不要です。

②住民票の写しもしくは住民票記載事項証明（発行から3か月以内のもの）

- ・本籍地・世帯主・続柄・個人番号の表示は不要です。
※お二人が同一世帯の場合、連記の住民票でも問題ありません。
- ・宣誓時において真庭市に住所を有していない方の場合は、住民票等に代えて、真庭市内への転入予定が記載された「転出証明書等」が必要です。

③婚姻していないことを証明する書類（発行から3か月以内のもの）

- ・戸籍抄本や独身証明書等
※本籍地の市町村で取得する必要があります。
- ・外国籍の方は、本国が発行する婚姻要件具備証明書等、現に婚姻していないことを証する書類とその日本語訳。

④本人確認書類（有効期限内であるもの）

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード（マイナンバーカード） ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・住民基本台帳カード（写真あり） ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書（写真付き） ・身体障害者手帳 ・療育手帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金又は船員保険の年金証書 ・共済年金又は恩給の証書 ・住民基本台帳カード（写真なし）
など	など

⑤通称名の確認が取れる書類（通称名の利用を希望する場合のみ）

- ・社会生活日常的に使用していることがわかる書類。
（例）法人が発行した身分証明、郵便物や公共料金の領収書など。

5. 交付される書類

宣誓書や添付書類を確認し、要件を満たしていることを確認した後、「パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）」を、お二人にそれぞれ1部ずつ交付します。

受領証
イメージ

パートナーシップ宣誓書受領証

本人 パートナー

様 様

真庭市パートナーシップ宣誓制度の規程に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

第 号 年 月 日 公印

真庭市長

6. 宣誓事項に変更があった場合

次の場合には、真庭市パートナーシップ宣誓事項変更届（様式3号）を提出してください。

- ① 宣誓時と氏名・通称名が変わったとき。
- ② 宣誓時には希望しなかった通称名の使用を希望するとき。
- ③ 宣誓時の住所に変更があったとき。

※手続きには、変更となった事実確認が取れる書類が必要です。

※手続きには、本人確認書類の提示が必要です。

7. 宣誓書受領証の再交付

次の場合に、受領証の再交付を希望する場合は、真庭市パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号）を提出してください。

- ① 受領証を紛失したとき。
- ② 受領証を毀損又は汚損したとき。（毀損又は汚損した受領証は返却）
- ③ その他特段の事情があるとき。

※手続きには、本人確認書類の提示が必要です。

※再交付を受けたのち、紛失した受領証を発見した場合は、発見したものを返還してください。

8. 宣誓書受領証の返還

次の場合には、真庭市パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）を提出し、受領証を返還してください。

- ①パートナーシップが解消されたとき。
- ②パートナーが死亡したとき。
- ③真庭市からの転出。
- ④その他、規程の要件を満たさなくなったとき。

※手続きには、本人確認書類の提示が必要です。

(注意) 宣誓者が虚偽その他不正な方法により、宣誓を行ったことが判明したとき、又は受領証を不正に利用したことが判明したときは、受領証は無効になります。

9. よくあるご質問

Q1 婚姻制度とパートナーシップ宣誓制度との違いは？

婚姻は民法に基づく制度で、法的な権利や義務を伴います。一方、パートナーシップ宣誓制度は、「真庭市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規程」に基づくもので、法的な効力（財産上の権利や税金の控除など）はありません。

真庭市の宣誓制度は性的マイノリティや事実婚といった生き方の多様性を公に認めることで、当事者の生活上の困難や生きづらさを少しでも軽減するとともに、社会的な理解が促進し、一人一人の基本的な人権が尊重され、その個性や多様性を相互に認め合いながら、生涯に渡って安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、策定しました。

Q2 宣誓対象者は、同性パートナーだけですか？

各要件を満たしていれば、同性ではない性的マイノリティのカップルや事実婚のカップルにも宣誓いただけます。

Q3 プライバシーに配慮してもらえますか？

宣誓は要望があれば個室での対応も可能です。日程調整（事前予約）の段階でご相談ください。

Q4 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や宣誓書受領証の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓書に添付していただく必要書類の発行手数料等は負担していただく必要があります。

Q5 代理や郵送での宣誓はできますか？

宣誓者双方に来庁いただき宣誓書を記入し、宣誓することを原則としていますので、郵送や代理申請はできません。

やむを得ない事情がある場合、まずはご相談ください。

Q6 通称名は使用できますか？

通称名は使用できますが、既に社会生活日常的に使用していることが確認できる書類が必要です。

宣誓書受領証には通称名のみ記載することも可能ですが、その場合、お手持ちの運転免許証等との記載が異なることが原因で不利益が生じる可能性があります。

Q7 養子縁組をしていると宣誓できませんか？

パートナーシップ関係に基づき養子縁組をされている場合は宣誓できます。

Q8 転出する時や関係を解消した場合はどうなりますか？

一方が真庭市外へ転出、もしくはパートナーの関係を解消された場合は、真庭市パートナーシップ宣誓書受領証返還届を提出していただき受領証を返還してください。

※転出につきましては例外規定もありますので、状況等ご相談ください。

※虚偽の宣誓や受領証の不正利用が判明した場合、宣誓が無効となり、受領証の返還を求める場合があります。

Q9 宣誓書受領証はどのようなことに利用できますか？

真庭市で受領証の提示により利用できる制度や手続きがスムーズになるもの

制度・手続	概要
市営墓地の承継	受領証の提示で、墓地の使用者との関係性がはっきりし「死亡者の祭祀を主宰するもの」としての認定を受けやすくなります。
市営住宅の同居 入居承継者の資格	受領証の提示で、入居申込者（入居者）の配偶者と同等の対応を受けることができます。
救急搬送証明書の交付 り災証明書の交付	本人に代わり、同居親族または血族二親等以内の方以外が、救急搬送証明やり災証明の交付を受ける場合、委任状が必要になりますが、受領証の提示により、パートナーの方も委任状がなくても証明の交付を受けることができます。
真庭市不妊治療支援事業	受領証の提示で、お二人の間柄の確認が速やかになります。
市営病院での手続き ・病状説明 ・入院時の保証人 ・手術時の同意書 ・入院時の面談 など	パートナーの病状説明を受けたり保証人、手術の同意書といった手続きをするにあたり、受領証の提示で、お二人の間柄の確認が速やかになります。

今後、真庭市パートナーシップ宣誓制度の周知を進めることで、生き方の多様性への社会的な理解が進み、市のサービスや民間企業のサービス等で可能な手続きが増えていくよう啓発活動に努めていきます。